

平成 28 年 10 月 20 日

各 位

大阪市浪速区立葉一丁目 2 番 12 号  
株式会社鳥貴族  
T E L 06-6562-5333

### 食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社の直営店である「鳥貴族 山科店」（京都市山科区）におきまして、カンピロバクターによる食中毒事故が発生いたしました。同店舗は、本日京都市より行政処分の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

発症されましたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 食中毒事故の内容

「鳥貴族 山科店」において、平成 28 年 10 月 3 日にご来店されたお客様に体調不良の症状があり、京都市保健所の調査の結果、2 名のお客様からカンピロバクターが検出されたため、同店舗は、10 月 22 日までの営業停止の行政処分を受けました。

##### 2. 行政処分の内容

処分店舗：鳥貴族 山科店

処分理由：食品衛生法第 6 条

当社では、日頃より 1 時間毎のトイレ清掃や衛生的手洗い、30 分毎の衛生クロスの交換、管理者による従業員の出勤時体調確認を行い体調不良が認められる場合は出勤停止措置を講ずるなど、衛生管理と従業員教育、従業員の健康管理を徹底してまいりました。しかしながら、この度この様な食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この事態を厳粛かつ深く受け止め反省し、お客様のご信頼を回復すべく、全社一丸となって再発防止に努めてまいります。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

以 上